

公共三部における入札中止の取扱いについて

令和5年5月16日
県土整備部技術企画課
農政水産部農村振興局農村計画課
環境森林部自然環境課

1 入札を中止する基本的な考え方

入札においては、応札者が公平に積算できるなど、入札の「公平性」を確保する必要があることから、公平性が担保できない積算等の誤りが確認された場合は、入札手続を中止する。

なお、随意契約についても同様の取扱いとする。

宮崎県財務規則（抄）（入札の執行取消等）第124条第2項

県において、やむを得ない必要を生じたときは、契約担当者は入札又は落札を取り消すことができる。

2 入札を中止する判断基準

(1) 入札手続に誤りがある場合

次の誤りにより、公平・公正な入札が行えないと判断したとき

- ・ 入札参加資格や総合評価に関する誤り
- ・ 電子入札システムや入札情報サービスの設定の誤り
- ・ 最低制限価格の誤り 等

(2) 積算等に誤りがある場合

次の誤りにより、発注機関が公平・公正な入札が行えないと判断したとき

【入札書受付開始前】

- ・ 修正公告に伴う予定価格の増減により、入札参加資格が変更になるとき
- ・ 修正公告に伴い応札者の再積算の負担が多大になるとき

※ 上記に示す状況が判明し、入札手続の継続が困難だと判断される場合については、入札書受付開始前までに限らず、入札書受付開始後についても中止とする。

【入札書受付開始後】

- ・ 単価抜設計書において表示部分に誤りがあり、複数の解釈が生じる可能性があるとき
- ・ 単価抜設計書における非表示部分の積算に誤りがあるとき

※ ただし、誤りに関する入札質問等がなく、そのまま入札書受付開始に至ったとしても、入札の公平性に支障をきたさないと発注者が判断した場合は、上記にかかわらず入札手続を継続する。